

# 高齢者インフルエンザ予防接種費用助成について

12月中旬までに  
受けると効果的です



**対象者** 逗子市に住民登録のある人で

- ① 65歳以上の人
- ② 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人（これらの身体障害者手帳1級をお持ちの人かそれに準ずる人）

**実施期間** 平成29年10月1日～平成30年1月31日

**接種場所** 逗子市予防接種協力医療機関（裏面）

**接種費用（自己負担額）** 1,500円

※接種後の払い戻し（償還払い）は行いません。

※生活保護世帯の人は自己負担はありません。必ず接種前に社会福祉課で「生活保護受給証明書」を申請してください。

**接種時に必要なもの** 健康保険証、運転免許証など

※住所、氏名、生年月日が確認できるものをお持ちください。

※60歳以上65歳未満の人は身体障害者手帳又は医師の診断書

費用助成の対象は  
生涯に一度だけ!!

## 肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成

インフルエンザと肺炎球菌ワクチンを両方接種することでインフルエンザシーズンの肺炎や死亡を抑えることにつながります。費用助成の対象になるのは生涯に一度で、5年後は対象になりません。この機会に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種扱い（全額自己負担）となりますので、接種を希望される人は、この期間での接種をお勧めします。

**【対象者】** ①今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人

※過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象となりませんので、ご注意ください。

**【自己負担金】** 3,000円

対象者には、4月に個別案内を送付しています。対象年齢、実施医療機関等、詳細はお問い合わせください。